

建築確認申請手数料等の減免措置について

平成 30 年 7 月 30 日

ハウスプラス中国住宅保証株式会社（以下「ハウスプラス」という。）は、平成 30 年 7 月に発生した豪雨災害の被災者支援のため、確認申請手数料等を減免する特別措置を行います。

減免の対象

平成 30 年 7 月に発生した豪雨災害により建築物を滅失し、又は損壊した場合において、被災者自ら使用するための住宅を中国 5 県で建築し、又は大規模の修繕をする場合。

対象となる手数料

建築確認申請手数料、中間検査手数料及び完了検査手数料を免除する。

対象となる期間

り災した日から 6 か月以内にハウスプラスに確認申請をした物件で、り災した日から 12 か月以内にハウスプラスにされた検査申請とする。

手続き

「建築確認申請手数料減免申請書」に「り災証明書」を添えて、確認申請時に申請する。

建築確認申請手数料減免申請書

平成 年 月 日

ハウスプラス中国住宅保証株式会社 御中

申請者

住所 _____

氏名(自署) _____ 印

私は、平成 30 年 7 月に発生した豪雨災害により、建築物を滅失し、又は損壊したため、私が使用する住宅を中国 5 県で建築し、又は大規模の修繕をするので、確認申請手数料、中間検査手数料及び完了検査手数料の免除を「り災証明書」を添えて申請します。

この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

申請の概要

【建築主】 _____

【地名地番】 _____

【主要用途】 _____

【工事種別】 新築 増築 改築 移転 大規模の修繕 _____

受付印

住宅番号：

上長承認

印

受付担当

印

←